

これを読んで20秒！！

No.664

社 長 の た め の お 勉 強

令和 7 年 5 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

防衛法人税の新設

令和 7 年度税制改正において法人の各事業年度の基準法人税額について当分の間、防衛特別法人税を課することが決定しました。

この防衛特別法人税は基準法人税額から基礎控除額 5 0 0 万円を控除した課税標準法人税額に税率 4 % を乗じて計算します。令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する各事業年度から適用されます。

なお、中小法人などはじめとする多くの法人には納付額が生じないこととなりますが、申告義務については法人の規模等に関わらず全法人に発生し、納付額が生じなくても防衛特別法人税についてはゼロ申告が必要となります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office